

議 事 録

会議の名称	令和2年第5回本庄市農業委員会総会
開催日時	令和2年5月25日（月） 午後2時から 午後3時まで
開催場所	はにぼんプラザD・E活動室
出・欠席者	別紙のとおり
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 開会</li> <li>2 あいさつ</li> <li>3 議事録署名委員及び書記の指名</li> <li>4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 第23号議案 農地法第3条の規定による許可申請について</li> <li>(2) 第24号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年）</li> <li>(3) 第25号議案 農地法第4条の規定による許可申請について</li> <li>(4) 第26号議案 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について</li> <li>(5) 第27号議案 農地法第5条の規定による許可申請について</li> <li>(6) 第28号議案 非農地証明について</li> <li>(7) 第29号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について</li> <li>(8) 第30号議案 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について</li> <li>(9) 報告第22号 農地法第3条の3の規定による届出について</li> <li>(10) 報告第23号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について</li> </ol> </li> </ol>

配付資料	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 令和2年第5回本庄市農業委員会総会議事日程</li> <li>2 令和2年第5回本庄市農業委員会総会議案</li> <li>3 令和2年第5回総会事務局連絡事項</li> </ol>
------	--

主 管 課	農業委員会事務局
-------	----------

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>今回の総会につきましても、先月と同様に、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、農業委員さんのみの出席とし、会場も「はにぼんプラザ」へと変更させて頂きました。委員の皆様には、大変ご迷惑をお掛けし、申し訳ありませんが、ご理解頂きますようお願い申し上げます。</p> <p>また、適宜、窓を開けるなど換気も行わせて頂きますのでご了承ください。</p> <p>次に、本日のスケジュールですが、ご案内のとおり、農地利用最適化推進協議会及び広報広聴委員会は中止とさせていただきますので総会のみ開催となります。</p> <p>また、議案と一緒に同封させて頂きました関係資料をご確認頂き、ご意見等がある場合は、期日までに、事務局へご連絡頂きたいと思っております。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ恐縮でございますが、よろしくお願いいたします。</p> <p>以上で、開会前の連絡を終わります。</p> <p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から令和2年第5回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。新型コロナウイルスに対する緊急事態宣言が今夜にも解除になるということです。一日も早く元の生活に戻り、皆様が顔をそろえ会議ができればいいなと思っております。</p> <p>本日も、たくさんの議案がありますが、よろしくお願い致します。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任農業委員1</p>

	<p>9名中19名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は4番茂木伸夫委員及び5番坂上委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案8件及び報告2件であります。</p> <p>まず、第23号議案「農地法3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第23号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第23号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めらるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、1件となります。その内訳は、売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。</p> <p>引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木広子委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p>

	<p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われ ます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木から報告します。5月20日に笠原推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。申請地については、3ページ3-1の地図をご覧ください。児玉郡市広域消防本部の西に位置しております。農作業従事日数は、受人200日、受人の家族2人が150日、他従業員5人が、年間約600時間です。申請地には、大根、じゃがいも、小松菜を作付け予定だそうです。</p> <p>なお、受人申請地及び所有農地の耕作状況を現地確認したところ、すべての農地が問題なく利用されており、周辺農地への支障の恐れもないかと思 います。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可する ことに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可といたします。</p> <p>次に、第24号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用 地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説 明願います。</p>
事務局長	<p>第24号議案を説明いたしますので、議案書4ページをご覧ください。</p> <p>第24号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集 積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用 集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容 ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用 集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、5ページをご覧ください。今回の申請件数は、6件 です。田2筆及び畑7筆の面積合計10,736㎡の利用権設定でございま す。</p> <p>次に、農用地利用集積計画について説明します。農用地利用集積計画は、 農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営 基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合す</p>

	<p>ることが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまいます。以上でございます。</p>
議長	<p>第24号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第24号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第24号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第25号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第25号議案を説明いたしますので、議案書6ページをご覧ください。</p> <p>第25号議案農地法第4条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第4条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第4条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、7ページをご覧ください。申請件数は1件で、農業用倉庫用地です。引き続き、整理番号1を説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町下浅見地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。申請事由は、農業用倉庫用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>申請地は、8ページをご覧ください。4-1については、農用地区域から除かれているものの、農地の集団性が10ヘクタール以上の集団の農地であることから第1種農地と判断いたしました。第1種農地の転用は、原則として不許可相当ではありますが、申請事由が農業用倉庫用地であるため、第1</p>

	<p>種農地の不許可の例外として、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設に供するもの」に該当し、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、申請人の父が昭和45年に物置を設置して、現在も農業用倉庫として利用していましたが、今般、申請人の子の分家住宅の建設にあたり土地等の調査をしたところ、今回の申請地が農地であり、農地法違反であることを認識したとのこととございます。申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのこととございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1について池田委員の報告をお願いします。</p>
池田委員	<p>19番池田よりご説明させていただきます。5月20日斎藤推進委員と現地確認及び聞き取り調査を行いました。8ページ4-1の地図をご覧ください。今回の申請は、事務局の説明にもあったとおり、先代が建てた農業用倉庫を、法令に遵守し、改めて申請したいということです。</p> <p>申請地は国道462号から東に入った集落端に位置しております。申請地の北側は母屋です。</p> <p>申請地の集落の周辺は田が多いですが、宅地と道に囲まれた状態であり、周辺の農地に支障がないと思われます。皆様の慎重審議よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第26号議案「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>第26号議案を説明いたしますので、議案書9ページをご覧ください。</p> <p>第26号議案農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更申請について、埼玉県農地調整関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、意見書を埼玉県知事に送付したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、埼玉県農地調整</p>

	<p>関係事務処理要領第2章第5-4-(2)-dの規定により、別紙の許可後の計画変更申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画変更申請内容を説明いたしますので、10ページをご覧ください。当初計画者及び承継者の住所氏名は記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑2筆です。平成22年5月19日が許可日となっております。計画変更申請の内容ですが、当初は、事務所及び駐車場用地としての転用許可でしたが、太陽光発電施設用地としての計画変更でございます。計画変更する理由については、当初計画者は亡くなっており、相続人となっておりますが、相続人の父が当時、事業を行うにあたり手狭な為、申請地を取得して事務所及び駐車場用地として転用する予定でしたが、計画途中で亡くなってしまい、目的が達成できないまま現在に至ってしまったとのことです。計画変更の事業計画については、継承者が太陽光発電施設用地として、今回の計画変更になったものです。なお、本議案の転用許可の意見書送付については、第27号議案の整理番号1で審議いただく予定でございます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第26号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。第26号議案の計画変更申請について、承認相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、承認相当として県知事に意見書を送付いたします。</p> <p>次に、第27号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第27号議案を説明いたしますので、議案書12ページをご覧ください。</p> <p>第27号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、13ページをご覧ください。申請件数は、2件でしたが、整理番号2の許可申請書が取り下げられましたので、本議案での審議は1件となります。その内訳は、所有権移転1件でございます</p> <p>引き続き、整理番号1をご説明いたします。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑2筆、面積は記載のとおり</p>

	<p>です。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>申請地は、14ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	整理番号1について、池田委員の報告をお願いいたします。
池田委員	<p>19番池田が報告します。5月20日斎藤推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。14ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は吉田林交差点の近くの、国道254バイパス沿いにあります。第26号議案と同じ場所です。申請事由は太陽光発電施設用地です。申請地の周辺は、住宅やアパート、太陽光発電などがあります。申請地は草原状態で耕作はされていない状態でした。太陽光発電として、きちんと管理されていくのであれば、その方が有効に土地を活用できるのかなとも思いました。周辺の農地、水路への影響もなく、転用に当たっては、特に問題はないと思われま。皆さま慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、第28号議案「非農地証明について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第28号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>第28号議案 非農地証明について、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、農地所有者から農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの非農地証明願が提出されたことに伴い、農地でないことを証明したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないことの証明願について、別紙申請地が同項に規定する農地でないことを証明するものでございます。本</p>



	<p>日提出、会長。</p> <p>申請内容については、17ページをご覧ください。提出件数は、4件でございます。</p> <p>先に、農地に該当するか否かの判断について、ご説明いたします。</p> <p>農地とは、農地法第2条第1項により、耕作の目的に供される土地をいいますが、農地に該当するか否かの判断については、国（農林水産省）が、事務処理上の留意点等を示す技術的助言として、「農地法の運用について」を制定しております。その中の第4遊休農地に関する措置を行った農地等に関する取扱いについての中で、農地法による利用状況調査や農水省の荒廃農地調査において、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地と判定した場合や、農地の所有者から農地に該当しないことの証明を依頼された場合は、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行う場合の条件等が示されております。</p> <p>農地として利用するには一定水準以上の物理的条件整備が必要な土地（人力又は農業用機械では、耕起、整地ができない農地）であって、農業的利用を図るための条件整備（基盤整備事業の実施等）が計画されていない土地について、次のいずれかに該当するものは農地に該当しないものとしています。</p> <p>ひとつは、その土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合、もうひとつが、それ以外の場合であって、その土地の周囲の状況からみて、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれる場合となっております。</p> <p>今回の案件は、農地の所有者から農地に該当しないことの証明願が提出されたことに伴い、これらの条件を鑑み、農業委員会において農地に該当するか否かの判断を行うものでございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町稲沢地内の畑1筆で、面積は記載のとおりです。地区担当は、坂本委員でございます。</p> <p>申請地は、18ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農業振興地域内の農地ではなく、15年程前より隣地から竹が繁茂し、橋も流され、耕運機も使えず耕作できない状況から、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当するものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、坂本委員の報告をお願いいたします。</p>

坂本委員	<p>17番坂本が報告します。今年の2月に同じ申請人から、非農地証明申請願が提出されています。18ページの地図をご覧ください。地図でもわかるとおり、申請地には山の中の傾斜地で、トラックなどの自動車は入れず、歩いていくしかありません。申請地の周辺は山林と一体化しております。</p> <p>現地を確認したところ、非農地として証明することについては特に問題はないと思われます。皆さま慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の非農地証明について、農地でないことを証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決しました。</p> <p>次に、整理番号2についてですが、次の整理番号3及び整理番号4と申請人が同一で、申請地も隣接していることから、整理番号2、整理番号3及び整理番号4を一括して審議します。事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2、整理番号3及び整理番号4を一括で説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町高柳地内の畑3筆で、面積は記載のとおりです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。当該申請地につきましては、農振農用地区域内の農地ではなく、周辺の状況が山林化したことで、日影になり耕作ができなくなってしまい、申請地も山林に近い状況になっていることから、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと認められる場合に該当するものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2、整理番号3及び整理番号4について、私から報告させていただきます。</p> <p>5月23日倉林永次推進委員と現地調査及び聞き取り調査を行いました。</p> <p>19ページの地図をご覧ください。申請地は高柳発電所から、南に400メートルぐらい入った場所にあります。申請地は、樅木が太く育っていました。傾斜地でもあり、周辺の山林と一体化されており、非農地として証明するのに問題ないと思います。皆さま慎重審議をよろしくお願いいたします。</p> <p>整理番号2、整理番号3及び整理番号4について、皆様よりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2、整理番号3及び整理番号4の</p>

	<p>非農地証明について、農地でないことを証明することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、農地でないことを証明することに決しました。</p> <p>次に、第29号議案「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第29号議案を説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。</p> <p>第29号議案 令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定に基づき、農業委員会における事務の実施状況について公表したいので、ご提案申し上げるものでございます。</p> <p>議案内容ですが、別紙様式2の「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」について、次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用及び事務所の縦覧によって、公表いたします。2の公表期間ですが、令和2年6月1日から3年間といたします。本日提出、会長。</p> <p>21ページから28ページの令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価についてでございますが、先月、議案送付時に同封させていただきました。その後、委員の皆さまから意見の聴取期間を設けさせていただき、その結果、意見提出がなかったことを報告いたします。以上でございます。</p>
議長	<p>第29号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第29号議案については、原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第29号議案については、原案のとおり公表することに決定いたしました。</p> <p>次に、第30号議案「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第30号議案を説明いたしますので、議案書29ページをご覧ください。</p> <p>第30号議案令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農業委員会事務の実施状況等</p>

	<p>の公表について（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づき、農業委員会における活動計画について公表したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、別紙様式1の「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」について、次のとおり公表するものでございます。1の公表方法ですが、インターネットの利用及び事務所の縦覧によって、公表いたします。2の公表期間ですが、令和2年6月1日から3年間といたします。本日提出、会長。</p> <p>30ページから32ページの令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画についてでございますが、第29号議案と同様に、先月、議案送付時に同封させていただきました。</p> <p>その後、委員の皆さまから意見の聴取期間を設けさせていただき、その結果、意見提出がなかったことを報告いたします。以上でございます</p>
議長	<p>第30号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第30号議案については、原案のとおり公表することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第30号議案については、原案のとおり公表することに決定いたしました。</p> <p>以上で、議案審議を終了いたします。</p> <p>続きまして、報告に入ります。</p> <p>まず、報告第22号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第22号を説明いたしますので、議案書33ページをご覧ください。</p> <p>報告第22号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、34ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第23号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第23号を説明いたしますので、議案書35ページをご覧ください。</p> <p>報告第23号農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、農地</p>

	<p>法第5条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、36ページ及び37ページをご覧ください。専決処分件数は、8件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>事務局説明</p> <p>閉会</p>

会議の顛末に相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名委員

署名委員



令和2年第5回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和2年5月25日(月)					
開催場所	はにぼんプラザC・D会議室					
開会時刻	午後2時					
閉会時刻	午後3時					
会長	田端 講一					
会長代理	細野 俊文					
議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名人	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	
2	小川 忠	出席			久米 正夫	
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	
4	茂木 伸夫	出席	○		八木 弘	
5	坂上 佳久	出席	○	旭	戸塚 毅	
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	
8	立石 勝義	出席			鯨井 雅吏	
9	浅見 精治	出席			笠原 正一	
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	
11	宮部 延一	出席			武政 恒雄	
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	
15	吉田 功	出席		秋平	清水 文夫	
16	福田 光男	出席			福島 清次	
17	坂本 静枝	出席			間正 始	
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	
19	池田 稔	出席			木村 文子	
本庄	細野 林之助			共和	黒沢 豊	
	吉岡 昭				新井 明夫	
藤田	内田 徳晃				齊藤 勇	

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事	小林 祥平

書記

農地係長 飯島 崇